

本部町農業機械等導入支援事業の概要

1 目的

農業用機械等の導入によって作業の省力化及び効率化を促進することにより、農業者の経営の安定及び生産意欲の向上を図る。

2 補助金の対象となる者

次に掲げる①から⑨の要件のいずれかに該当する者で、④から⑨を全て満たす者。

- ① 専業農家
- ② 農地所有適格法人
- ③ その他町長が適当と認める者及び団体
- ④ 町内に居住し、住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店を置く法人であること。
- ⑤ 地域計画に位置付けられた農業者等又は位置づけを受ける見込みがある農業者等であること。
- ⑥ 町税等を滞納していないこと。
- ⑦ 補助対象機械等を使用し、自ら農作物又は加工品の生産を行うこと。
- ⑧ 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受け見込みでないこと。
- ⑨ 本部町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

3 補助対象経費

- ・農業機械等を導入する経費（下取り価格がある場合は、購入価格から減額する。）
- ・農作業の用途以外に容易に供されるもので、汎用性の高い機械等は対象としない。
(例) 運搬用のトラック類（軽トラ、フォーフリスト、小型特殊自動車を含む）、パソコン、ドローン、バックホー、ブルドーザー、タイヤショベル、キャリーダンプ、クローラダンプ、農業用倉庫、貯蔵庫、建物、構造物等。

※交付決定前に導入（契約・購入）された農業機械は補助対象外です。また中古機械は補助対象となりますが、法定耐用年数を経過したものは補助対象外となります。

※補助対象としたすべての機械等の導入が、本補助金の交付決定を受けた年度内に完了する必要があります。

4 補助金の額等

- ・事業費は、50万円以上を補助対象とする。補助金額は事業費の10分の5以内（千円未満切り捨て）で、上限補助額は100万円とする。

5 交付申請等

- ・交付申請書には、見積書（3者分）・カタログの写し、預金通帳の写し及び設置・保管場所の位置図、採択ポイント（別紙1）を添付する。

6 実績報告及び状況確認

- ・実績報告書には、事業明細を記した領収書の写し、導入写真（正面・側面・背面）、作業写真を添付する。
 - ・補助金の交付年度及び当該年度経過後2年度間にわたり、機械等の使用実績報告書を毎年度3月末までに報告する。